

## 手話言語条例の制定は

### 質問

6月議会から、ケーブルテレビを使った市議会の放送が計画されている。

しかし、議会放送は実現しても、聴覚障害者にとっては議会の内容が詳しくわからない。議会中継においても字幕放送や手話通訳が必要である。そうしてこそ聴覚障害者にとって議会放送が実現したと言える。

行政サービスにおいて手話通訳を使うようにしていくために、手話言語条例の制定が必要であると考えるが、市の見解はどうか。



加藤 敏彦 議員

### 自治体で手話言語条例を制定しているのは、県レベルでは鳥取県、そして市町村では三重県松阪市を始め、8自治体である。

鳥取県では条例制定によって、聾者から「手話が認められたことは聾者が認められたこと。これからは聾者として胸を張って生きていける気持ちになった。条例施行後は振り向いてくれたり、手話ができなくても筆談でコミュニケーションをとろうとする人がふえた。県民の皆さんが手話に関心を持ち始めている」と聞いている。

愛西市で、聴覚障害者は何人いるか。手話ができる職員は何人いるか。手話サークルの状況はどうなっているか。

### 福祉部長

市としては、国において手話言語法が成立をされ、これに準拠したような形で市の条例の検討に入りたい。

聴覚障害者は、平成26年度の時点で168名。

手話通訳のできる職員については1名、手話奉仕員養成講座の修了者が2名、入門の手話講習会の修了者が1名である。

手話サークルは、手話サークル「さる」が会員20名、手話サークル「虹の会」が会員32名。

## 期日前投票所の増設は

### 質問

### 佐織地区では、期日前投票所設置の要望が強くある。昨年6月議会では、「未来永劫このままでという考えは持ち合わせていない。統合庁舎の整備も踏まえた中で、総合的に検討していく必要がある」との答弁だったが、その後検討は進んでいるか。12月の総選挙の期日前投票の結果はどうであったか。

### 総務部長

選挙においては、公正を期するために、一つ一つクリアをしていかなければならない事項も数多くある。そういうものを整理しつつ、整備をしていかなければいけないと思っている。

総選挙(小選挙区)の期日前投票率は、佐織地区13.10%、立田地区7.09%、八開地区5.25%、佐織地区5.80%、愛西市全体で9.23%であった。

